

## こども大綱答申案についての声明

2023年11月17日、基本政策部会において、こども大綱の答申案が示されました。

今般の答申案では、「児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない」「成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが望まれる」等、宗教二世問題に通じる文言が設けられ、宗教二世の救済や生きづらさの解消に向けて希望を見出すことが出来ます。

特に、宗教二世について、「言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う」と明記されたことは、大変大きな一歩です。

しかし残念ながら、今般の答申案には大きな課題があると言わざるを得ません。

「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」に対する国会における附帯決議では、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきであるとして、「親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。成人した宗教二世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることから、同様の支援や、就労の支援等の支援体制を構築すること。」と明記されました。また、日本弁護士連合会の「「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」にする意見書」においても、「宗教等二世の問題について、項目として一言だけの言及があるものの、近時の重大な問題と考えられることから、大綱においては可能な限り具体的な方策を伴って言及されることを強く要望する。」と明記されています。加えて、宗教二世の当事者団体である当団体においても、宗教二世が安全に宗教団体やその信者、及び保護者から離れたうえで、宗教二世が様々な支援等を一体的・迅速に受けられる体制の構築等について求める意見書を提出しました。

ところが答申案には、宗教二世問題そのものについての記載や、宗教二世への支援体制の構築等に関する記載は盛り込まれませんでした。率直に申し上げて、30年以上放置され数え切れないこどもの人生を破壊してきた宗教二世問題の被害実態を、国が正しく把握しているものとは思えない結果であり、残念でなりません。

こども大綱に、宗教二世への支援体制の構築等について明記するのみならず、「こどもまんなか実行計画」の策定においては、「言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う」と明記された通り、宗教二世から直接ヒアリングを行う等、国が積極的に当事者の声を拾い上げ、具体的な取り組みとして取りまとめることを強く望みます。

2023年11月18日

宗教二世問題ネットワーク